

県北広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年3月6日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸一戸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市石切所字川原60番22地先から60番2地先まで	新	m 30.0～16.0	m 72.0
	旧	15.0～11.0	72.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成24年3月6日から同年4月6日まで